◎新潟県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　新潟小須戸三条線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
三条市上須頃字中沢道上 207 番５から 同市上須頃字中沢道上45番１まで	新	9.5～19.0メートル	92.3メートル
	旧	9.5～17.6メートル	92.5メートル

備考　路線の終点を変更する区域変更